

期日前投票所の変更及び投票日当日の投票時刻繰り上げについて

1. 期日前投票所の変更について

	施設名
現行	天津小湊公民館 1階会議室
変更後	天津小湊支所 1階

【変更理由】

現在、期日前投票所として使用している天津小湊公民館 1階会議室は、空調設備の機能が低下しており、投票会場として支障をきたすことも想定され、公民館に近接し、投票日当日の第 22 投票区の投票所となる天津小湊支所 1階に会場を変更したいもの。これにより、窓口来庁者が同じ施設内で投票可能となり、市民サービスの向上につながる。

2. 投票時刻の繰り上げについて

【趣旨】

全国的に選挙においては、平成 10 年に選挙人の便宜を図るために、投票所閉鎖時刻を 18 時から 20 時へ改定以来、本市でも同様に 20 時までとしてきた。しかし近年では、期日前投票による投票者の増加もあり、18 時以降の投票者数は少ない状況となっており、この夏に予定されている参議院議員選挙から、市内全ての投票所において当日の投票時刻を 2 時間繰り上げて、18 時までとする。

	投票所の開設時間
現行	7時から20時まで
変更後	7時から18時まで

【鴨川市の直近各選挙の時間別投票状況】

選挙	期日前投票	時間別投票率								不在者投票
		7時～9時	9～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～18時	18時～19時	19時～20時	
令和3年3月21日 千葉県知事選挙	48.84%	6.99%	12.82%	8.33%	7.52%	6.64%	2.72%	2.35%	2.39%	1.40%
投票者総数 11,975人		45.02%						4.74%		
令和3年10月31日 衆議院議員選挙	36.53%	6.48%	16.26%	13.12%	7.56%	8.63%	3.91%	3.53%	2.69%	1.30%
投票者総数 14,702人		55.96%						6.22%		
令和4年5月22日 市議会議員選挙	35.00%	7.08%	18.54%	11.98%	8.23%	6.64%	3.69%	4.36%	3.25%	1.22%
投票者総数 16,253人		56.16%						7.61%		
令和4年7月10日 参議院議員選挙	37.91%	6.51%	15.46%	10.32%	6.70%	7.08%	4.39%	4.28%	5.80%	1.55%
投票者総数 13,420人		50.46%						10.08%		
令和6年10月27日 衆議院議員選挙	38.93%	7.22%	14.88%	10.14%	9.32%	7.82%	4.35%	3.34%	2.53%	1.47%
投票者総数 13,934人		53.73%						5.87%		
令和7年3月16日 市長選挙	47.14%	3.86%	11.22%	10.06%	9.14%	8.20%	3.65%	3.10%	2.51%	1.12%
投票者総数 14,725人		46.13%						5.61%		

【実施理由・効果】

- ・ 18時から20時までの当日投票率は低い状況にある。
- ・ 平成15年に創設された期日前投票制度が定着し、全体の約4割の方が期日前投票を利用する状況であり、選挙当日の投票終了時刻を繰り上げた場合でも、期日前投票期間中は毎日、鴨川市役所は8時30分から20時まで、天津小湊支所（予定）は8時30分から17時まで現行どおり行なうことで、投票機会の補完をできると考えられる。
- ・ 投票管理者や投票立会人の高齢化に伴い、投票時間が長く身体への負担も大きいなどの理由から、選挙執行に必要な人材確保が困難な状況にあるが、その解消につながる。（25投票所：管理者25名、立会人52名）
- ・ 投票管理者や投票立会人及び選挙事務従事者の負担軽減が図られる。
- ・ 選挙事務従事者の時間外勤務手当が削減される。
- ・ 投票時間の短縮に伴い、開票開始時間を早めることができ、開票結果をより早く知らせることができる。

【千葉県及び全国の投票所閉鎖時刻の繰り上げ状況】

令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙時の投票所閉鎖時刻の繰り上げ状況について、総務省の「投票所開閉時刻の繰り上げ・繰り下げ関係調」によると、千葉県内では1,501投票所のうち、21投票所で閉鎖時刻の繰り上げを実施。全国的には、45,429投票所のうち閉鎖時刻の繰り上げ投票所は、17,714投票所あり、全国の39%の投票所が実施しており、47都道府県中20県では50%超え、更には、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、島根県では、90%超えの実施状況にある。

【短縮の法令根拠（参考）】

公職選挙法第40条第1項で、選挙の投票時間は、午前7時から午後8時までと決められているが、同条但し書きにおいて、投票者に支障がなければ、特例として4時間の範囲内で投票所閉鎖時刻を繰り上げることが認められている。

○公職選挙法抜粋

（投票所の開閉時間）

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。